

鹿追高等学校寄宿舎管理運営業務
委託審査基準

令和6年10月
鹿追町

鹿追高等学校寄宿舎管理運営業務委託プロポーザル審査基準

1 基本事項

鹿追高等学校寄宿舎管理運営業務を委託する事業者を公募により募集し、契約の相手方となる事業者を適切に選定するための審査基準を示すものです。

2 評価方法

(1) 評価方法

事業者より提出された提案書等については、本審査基準に基づき、事業者の参加資格、提案内容等を選定委員会により総合的に審査し、総合評価点の高い順に選定事業者を決定するものとします。

(2) 審査区分等

表1 審査区分と配点基準

	審 査 区 分	配点基準 (点)
A	良い	配点×1.0
B	普通	配点×0.6
C	悪い	配点×0.2

表2 評価項目・視点・配点

評価項目	評価の視点	配点
基本方針	管理運営についての基本方針	10
実施体制	実施体制、職員の配置体制、管理業務従事者不在時の対応	10
	実績、経験など	15
安全衛生管理体制	衛生管理体制・日常清掃計画	5
	日常の安全対策への取組	5
安全・安心面からの管理体制	寮内でのトラブルの未然防止と対処方法	10
	防犯及び防災に関する取組	5
	緊急時の対応	10
給食業務	献立・食材調達の工夫	5
	その他取組（アレルギー対応等）	10
その他	寮費収納業務（実施可能な範囲の提案）	5
	寮生への実施可能なサービス（保護者負担）	5
価格	事業費は適正に積算されているか	5
合計		100

3 選定委員会

- (1) 審査を行い事業者の選定を行う選定委員会は、以下の委員により構成されます。
 - ① 副町長（会長）
 - ② 教育長
 - ③ 教育委員
 - ④ 鹿追高校学校長
 - ⑤ 鹿追高校生徒指導担当
 - ⑥ 鹿追町役場財政担当課長
 - ⑦ 鹿砦寮長
 - ⑧ シェアハウスハウスマスター
 - ⑨ 鹿追高校みらい留学コーディネーター
 - ⑩ 鹿追町自然体験留学センター長
- (2) 選定委員会の委員長は、副町長とする。
- (3) 選定委員会の事務局は、教育委員会学校教育課が担当します。
- (4) 事務局は、提案書等を評価する必要があるときは、会長に委員会の開催を要請します。
- (5) 会長は、各審査委員に委員会への出席を要請し、審査委員は、当該要請に応じて委員会に出席します。
- (6) 選定委員会は、委員の過半の出席をもって成立するものとします。
- (7) 会長は、委員会の議事進行を行います。
- (8) 会長は、やむを得ない事情で委員会に出席できないときは、教育長に会長の任を委任することが出来ます。
- (9) 事務局は参加者の構成及び資格、基本的事項その他の提案事項に関して、事前に応募者毎の取り纏めを行い、委員会に報告します。
- (10) 選定委員会は出席した委員の過半数の同意により、審査内容を確定し事業者を選定します。
- (11) その他、選定委員会の運営等にあって必要な事項は、会長が委員に諮って決定します。

4 選定事業者の決定

事業者の選定については、総合評価点の最も高い提案をした者を優先交渉者として決定します。総合評価点の最も高い提案をした者が2以上ある時は、選考委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算若しくは減算を行い、合計得点の優劣を付け選定事業者を決定します。

なお、町は選定事業者との間で優先的に契約書の合意に関する協議を行うものとし、選定事業者との協議が整わない場合には、次点者と協議を行うものとします。

ただし、審査の結果、評価点の合計点数が6割（600点/1,000点）に満たない事業者については、優先交渉者者として選定いたしません。